

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同表の第七号(16)中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改め、同号(17)中「(14)及び(15)に規定する命令」を「及び(14)に規定する命令並びに(15)に規定する承認の取消し」に改め、同号(38)中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改め、同号(39)中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同号中「福山市（）」の下に「広島市については(1)、(2)、(6)、(7)、(11)に掲げる事務のうち診療所に係るもの、(12)に掲げる事務のうち地域医療支援病院に係るもの、(15)、(16)、(17)に掲げる事務のうち、(11)に規定する命令で診療所に係るもの、(12)に規定する命令で地域医療支援病院に係るもの及び(15)に規定する承認の取消しに係るもの並びに(18)から(56)までに掲げる事務に限り、」を加える。

第三条の表の第三号(3)中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改め、同号中「呉市については(1)」の下に「に掲げる事務（広島市については法第七条第三項、政令第三条の三及び政令第四条第二項に係る事務に限る。）」を加え、「規定する事務」を「掲げる事務」に改め、同表の第十号の二(2)中「第一条」を「第一条の二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。